

## II 軽微事案処理簿

### 1. 一般旅客定期航路事業の航路廃止許可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔廃止される航路〕
9月10日	日本海運株式会社 四国フェリー株式会社	神戸～高松 高松～神戸

### 2. 第一種鉄道事業の譲渡譲受認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
9月10日	千葉急行電鉄株式会社 京成電鉄株式会社	譲渡人 千葉急行電鉄株式会社 譲受人 京成電鉄株式会社

### 3. 一般乗合旅客自動車運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔新たに設けられた路線（運行系統）〕
7月28日	ジェイアール東海バス株式会社 軈鉄道株式会社	運行系統：名古屋～徳島・松山 運行系統：軈の浦～尼崎

### 4. 定期航空運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
9月29日	エア・ニッポン株式会社	申請路線：大阪～大分 申請路線：大分～那覇

### 5. 定期航空運送事業の運賃設定認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔設定された運賃〕
7月23日	スカイマークエアラインズ株式会社	1. 区間 東京～福岡 2. 貨物運賃 一般貨物運賃（消費税抜き） 1kg当たりの基本運賃最高額 420円 その他記載事項 省略
9月29日	エア・ニッポン株式会社	1. 区間 仙台～青森 2. 貨物運賃 一般貨物運賃（消費税抜き） 1kg当たりの基本運賃最高額 273円 その他記載事項 省略
	エア・ニッポン株式会社	1. 区間 広島～石垣 2. 旅客運賃（税込） 大人（最高額）35,924円
	エア・ニッポン株式会社	3. 貨物運賃（略） 1. 区間 大阪～大分 2. 旅客運賃（税込） 大人（最高額）18,696円

エアーニッポン株式会社

(最低額) 12,300円

3. 貨物運賃 (略)
1. 区 間 大 分 ～ 那 覇
2. 旅客運賃 (税込)  
大人 (最高額) 25,106円
3. 貨物運賃 (略)

# Ⅲ 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

## 1. 一般旅客定期航路事業の運賃変更認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
7月28日	平10第1001号	阪九フェリー株式会社	新門司～神戸航路及び新門司～泉大津航路の運賃変更 (1) 旅客運賃 運賃平均値上げ率 5.1% (2) 特殊手荷物運賃 運賃平均値上げ率 6.3% (3) 貨物自動車等航送運賃 運賃平均値上げ率 5.1% (4) 乗用自動車航送運賃 運賃平均値上げ率 5.0%

## 2. 鉄道の旅客運賃変更認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
8月6日	平10第4006号	北総開発鉄道株式会社	1. 普通旅客運賃 現行の3キロメートルまで180円、3キロメートルを超え5キロメートルまで270円、5キロメートルを超え7キロメートルまで340円、7キロメートルを超え9キロメートルまで400円、9キロメートルを超え11キロメートルまで450円、11キロメートルを超え14キロメートルまで520円、14キロメートルを超え20キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに50円加算、20キロメートルを超え23キロメートルまで660円、23キロメートルを超え29キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに30円加算の対キロ区間制運賃を最高額とする運賃を、3キロメートルまで200円、3キロメートルを超え5キロメートルまで300円、5キロメートルを超え9キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに70円加算、9キロメートルを超え11キロメートルまで500円、11キロメートルを超え14キロメートルまで570円、14キロメートルを超え17キロメートルまで630円、17キロメートルを超え23キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに50円加算、23キロメートルを超え29キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに30円加算の対キロ区間制運賃を最高額とする運賃に変更する。 2. 定期旅客運賃（1か月） 通勤定期旅客運賃 割引率30%は変更しない。 通学定期旅客運賃 割引率56%は変更しない。

### 3. 第二種鉄道事業の免許

[諮問月日]	[事案番号]	[申請者]	[事案の内容]
8月6日	平10第4005号	近畿日本鉄道株式会社	奈良県生駒市元町一丁目一奈良県奈良市北登美ヶ丘一丁目8.6キロメートル

### 4. 第三種鉄道事業の免許

[諮問月日]	[事案番号]	[申請者]	[事案の内容]
8月6日	平10第4004号	奈良生駒高速鉄道株式会社	奈良県生駒市元町一丁目一奈良県奈良市北登美ヶ丘一丁目8.6キロメートル

### 5. 定期航空運送事業の免許

[諮問月日]	[事案番号]	[申請者]	[事案の内容]
7月14日	平10第9032号	日本航空株式会社	申請路線：東 京～ラスベガス
	平10第9033号	日本航空株式会社	申請路線：ラスベガス～ロサンゼルス
8月4日	平10第9034号	株式会社日本エアシステム	申請路線：那 覇～青 森
	平10第9035号	日本トランスオーシャン航空株式会社	申請路線：那 覇～高 知
8月25日	平10第9036号	全日本空輸株式会社	申請路線：東 京～ホノルル
	平10第9037号	北海道国際航空株式会社	申請路線：東 京～札 幌
9月3日	平10第9039号	エアーニッポン株式会社	申請路線：仙 台～青 森
	平10第9040号	エアーニッポン株式会社	申請路線：広 島～石 垣
9月29日	平10第9042号	全日本空輸株式会社	申請路線：福 岡～青 島

### 6. 定期航空運送事業の運賃設定認可

[諮問月日]	[事案番号]	[申請者]	[事案の内容]
8月25日	平10第9038号	北海道国際航空株式会社	1. 区 間 東 京～札 幌 2. 旅客運賃 (税込) 大人 26,469円 (最高額) 小児 設定される大人普通運賃 (税込) に0.5を乗じた額を端数処理して設定する。
9月3日	平10第9041号	エアーニッポン株式会社	1. 区 間 仙 台～青 森 2. 旅客運賃 (税込) 大人 18,984円 (最高額) 小児 設定される大人普通運賃 (税込) に0.5を乗じた額を端数処理して設定する。

## IV 運輸審議会公聴会

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 運輸審議会主宰公聴会 | 記 載 事 項 な し |
| 2. 審理官主宰公聴会   | 記 載 事 項 な し |

## V 運輸審議会意見聴取

### 1. 運輸審議会主宰意見聴取

- 西日本鉄道株式会社の一般乗合旅客自動車の運送事業の運賃変更認可

(月 日)	(氏 名)	(職 名)	(備 考)
7月2日	明 石 博 義	代表取締役社長	申 請 者
	三 角 格	常務取締役	
	中 哲	常務取締役自動車局長	
	古 賀 正 義	取締役乗合バス事業本部長	
	南 雄 志 郎	経理部長	
	久 家 日 佐 夫	自動車局計画部長	

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 2. 審理官主宰意見聴取 | 記 載 事 項 な し |
|--------------|-------------|

## VI 審理報告書

記 載 事 項 な し

# VII 事案処理状況

(平成10年7月1日から  
平成10年9月30日まで)

区 分		海 運	港 湾	港 湾 運 送	鉄 道 1	鉄 道 2	旅 客 自 動 車	貨 物 自 動 車	航 空	郵 便 物 運 送 委 託	行 政 不 服 審 査	計
軽 微 認 定 事 案 件 数		2	0	0	0	1	2	0	7	0	0	12
件 名 表 登 載 事 案 件 数		1	0	0	0	3	0	0	11	0	0	15
答 申 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（意見聴取を行ったものを含む）	1	0	0	0	3	1	0	14	0	0	19
	計	1	0	0	0	3	1	0	14	0	0	19
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	運輸審議会主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	審理官主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

(注) 鉄道1は国鉄民営化に伴う旅客会社、貨物会社  
鉄道2は旅客会社貨物会社以外